

## むつ市議会第156回臨時会会議録 第1号

### 議事日程 第1号

令和2年3月27日（金曜日）午前10時開会・開議

#### ◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第4 議案第26号 むつ市使用済燃料税条例

（議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

第5 議員提出議案第1号 「議案第26号 むつ市使用済燃料税条例」に対する附帯決議

【報告一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第6 報告第1号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第7 報告第2号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第8 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和元年度むつ市一般会計補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	花山	俊春	代 査 委 員	齊藤	秀一
選挙管理 委 員 長	畑中	政勝	農 委 員	立花	順久
総務部長	村田	尚	企 画 政 策 長	吉田	和之
財務部長	吉田	真	財 務 部 務 監 策 監	樋山	政之
民生部長	中里	敬	福 祉 部 長	瀬川	英之
健 康 部 つ 推 進 部 長	佐藤	孝悦	子 み 部 長	須藤	勝広
経済部長	佐藤	節雄	都 市 整 備 長	光野	義厚
都 整 建 技 政 推 備 術 進 監	小笠原	洋一	川 内 庁 舎 長	二本柳	茂

大所 畑庁舎長	立花一雄	野藤賀範	濱田一之	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	沢長部 ロシ ン監 員長	田中宏司
会管 農委事 經理	野金濱達也	野藤賀達也	松谷勇	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	田中宏司
公局下 部	濱谷重芳	野藤賀重芳	角本力	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	松谷勇
総副市公	千代谷賀士子	野藤賀士子	中村智郎	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	田中宏司
経政推 観課	伊藤大治郎	野藤大治郎	杉澤一徳	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	松谷勇
財務課	石橋秀治	野藤秀治	小林睦子	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	田中宏司
大管大公	佐藤時男	野藤時男	井戸向秀明	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	松谷勇
畑民館	畑中佳奈	野藤中佳奈		野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	野所 舎済イシ テ一進 協庁経シ モ推	田中宏司

事務局職員出席者

事務局 長	金澤寿々子	葛西信弘	青山論	総括主 幹	青山論	青山論
主幹	井田周作		堂崎垂希子	主任主 査		
主査						

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第156回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、3月5日に委員会付託をいたしました議案第26号 むつ市使用済燃料税条例の審査結果について、3月18日、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長から、会議規則第111条の規定に基づき委員会審査報告書の提出がありました。

なお、報告書はお手元に配布しておりますので、御覧願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は、議事日程第1号により議事を進めます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、5番村中浩明議員及び17番佐々木肇議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。3月13日の行政報告以降、市の新型コロナウイルス感染症対策本部等で決定した主な事項についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、世界保健機関（WHO）での世界的大流行パンデミック宣言、国内での感染拡大、青森県内での感染者の発生と日々新たな局面を迎えております。

これまでは、むつ市も安倍内閣総理大臣の要請などを受けた対応を行っておりましたが、今後は、市内での感染症患者の発生と感染の拡大を前提と

し、主体性をもって具体的な準備を進めてまいります。

まずは、むつ市役所としては、以下の基本的な方針に基づき行動してまいります。

第一に、むつ市での発生を防ぐための措置を講じます。具体的には、むつ市役所が大規模事業所であることから、3月2日以降、職員の県外出張を原則として禁止しておりますが、これに加え、県内出張であっても行動を限定し、かつ、行動歴の提出を求めることといたします。さらに、手続等でやむを得ず来庁される市民の方を除き、あらかじめ面会の約束及び用向きのある業者の方以外の来庁を自粛していただくように求めてまいります。

第二に、むつ市内での発生の拡大を防ぐための措置を講じます。窓口対応の職員に対してマスクの着用を義務付けることといたしました。当該マスクは業務命令として着用させることになるため、業務継続用に確保していた備蓄マスクを使用いたします。また、窓口カウンターなどについては、1日のうち数回にわたって定期的に消毒措置を講じることといたします。

また、在庫のマスクについては、順次、市況を確認しながら、発生拡大防止のために必要とされる市民の皆様などに配布していきたいと考えております。

第三に、市主催の行事については、「換気の悪い密閉空間」「多くの人々が密集する」「手が届く距離での会話や大きな発声」の3つの条件が同時に重なるといった感染拡大のリスクを回避することができないものについては、自粛することとし、それ以外のものについては、感染拡大に十分に配慮して実施することといたします。

第四に、むつ総合病院に対しては、感染者の治療及びその他患者の治療に万全の体制を構築するよう発熱外来の設置や重症患者のための措置につ

いて準備を進めるよう要請いたします。

第五に、市内小中学校については、新学期からは感染対策をしつつ、再開する準備を進めます。また、市内で感染者が出た場合でも、子どもの学習する権利を守るため、地域ごとに、児童生徒数により各学校が個別の対応ができるよう今後の運営の方針を定めてまいります。子どもたちと地域の健康と命を守りながらの学校再開となりますので、来年度は例年と同様の行事などは難しいと認識しておりますが、市の一貫した方針と現場の創意工夫でこの危機を乗り越えていきたいと考えております。

基本的な方針は以上となりますが、感染拡大防止、医療の確保、学校の再開、市内経済対策は、新型コロナウイルス感染症対策の今後の状況に合わせて即応していく必要があります。議会への報告につきましては、その都度、議長にご報告をさせていただきます。議員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、前回の行政報告以降のむつ市の取組について、ご報告申し上げます。

まず、3月13日にむつ商工会議所から「新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援等に関する緊急要望」を受けました。

この要望の中でお話を伺ううちに、市内の現状が、前例のない危機的なものであるという認識に改めて至ったことから、直接、各商工団体の実情を聴き、関係金融機関等と率直な意見交換をする会を設けることといたしました。

3月19日に、むつ商工会議所をはじめ市内19商工団体の代表者の方々と、日本政策金融公庫青森支店、むつ公共職業安定所、青森県信用保証協会、むつ市金融団の方々にご参集いただき、「新型コロナウイルス感染症に係る情報交換会」を開催いたしました。

情報交換会では、新型コロナウイルスの影響が

いつまで続くのか全く先行きが見えない中で、融資の条件緩和や返済の猶予、休業補償といった経済支援のほかに、「国の支援策をもっとわかりやすく説明し、誰に相談すればいいのかしっかり発信してほしい」「今は影響が少ない業種でも資機材の入手困難により工事が止まると後から影響が出てくるだろう」「過度な抑制を控え1日も早く学校活動を再開するとともに、イベントの自粛を緩和してほしい」といったご意見をいただきました。

これを受け、市では事業者の方々の相談に対し、一元的に対応できる相談窓口を3月23日より経済部産業雇用政策課内に設置いたしました。

この相談窓口では、個別の相談内容に応じた各種支援制度を紹介するとともに、それぞれの支援制度を受けるためには、どこに相談すればよいのか一目でわかるチラシを作成し、各商工団体に配布しております。

市といたしましては、各業界の方々と継続して情報交換の場を設けながら状況把握に努め、まずは、県内他市で実施している経済対策については原則として実施することを前提として、国や県の支援制度の積極的な活用を市内事業者に促しつつ、独自の支援についても検討してまいります。

次に、3月10日に行いました市内小中学校の現地視察に引き続き、3月17日に残りの中学校7校について、各校長先生と今回の臨時休校の措置状況等についてヒアリングをさせていただきましたので、その結果についてご報告いたします。

前回と同様、休校に当たっての生徒への指導内容として、年度末は生徒にとって特に重要な時期でありますことから、まとめの指導と自宅学習の指導方針、また、休校中の過ごし方等についてお伺いしております。

まとめの指導と自宅学習の指導については、各学校とも年度まとめの学習課題を配布し、家庭訪

問や電話連絡を通じて計画的な指導を行うほか、規則正しい生活や健康の維持についても、その際に状況を確認しているとのことであります。

また、学習課題の評価方法については、家庭訪問や登校日、新年度において回収したものによる評価や確認のほか、新学期に確認テストを行うなど各学校が対応しておりました。

3月に授業が実施できないことによる未履修箇所については、ほとんどの学校で、新学期の中で対応が可能とのことであり、一部、夏休み等に授業時間を確保する必要があるとの回答も得ておりますが、3年生については、未履修箇所はないとのことであります。

また、未履修がある新入生への対応として、接続する小学校と連絡を密にし、学習に著しい遅れが生じることがないように配慮するとのことであります。

そのほか、修了式と離任式については、規模を縮小するなどして実施すること、入学式については、各学校とも感染のリスクを減らす工夫のもと実施したいとのことであります。

また、学校からは、マスク、消毒液の配布のほか、部活動の実施の要望や外出に関する問い合わせがありました。

次に、児童生徒の外出基本指針についてですが、休校措置により不要不急の外出を控える子ども達の運動不足やストレスを抱えるケースが懸念されたことから、児童生徒の健康維持及び運動機会の確保を目的に、文部科学省の指針を参考に作成しております。

ご家庭の責任のもとに児童生徒に認められるものとして、保護者との食事、運動、買物などのための外出、時間を決めて図書館や各地区の図書室へ本を借りに又は返しに行くこと、家の周辺で安全に配慮しながら縄跳びやランニングなどの運動を行うこと、運動公園や公園、克雪ドームなどを

はじめとする広い場所で保護者の立会いのもと自主的な運動を行うこと、実家の家業としての漁業、農業、林業、畜産業、自営業などの手伝いを家族としてすること、いわゆる家族の手伝い程度のこととしております。

また、この指針は、臨時休校措置期間の3月26日までの取扱いとして、3月18日に各学校を通じて保護者に通知したほか、市民の皆様にはホームページ等でお知らせしております。

次に、臨時休校措置終了後の対応についてありますが、3月19日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による、感染が確認されていない地域に対する提言等をもとに、3月23日に新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等の措置対応会議を開催し、校長先生方と3月27日以降の対応について確認しております。

提言では、「学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを適切にそれらのリスクを判断した上で感染症リスクの低い活動から実施すること」とされております。

この提言を受け、春休みについては休校措置終了後の不登校や登校しぶりへのケアのため、生活リズムの回復及び健康状態の確認を目的とした出校日を設けるなど、子ども達の状況把握と準備に努めることを可能としております。

また、中学校の部活動については、換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底など、集団感染等を発生させない配慮を行った上での段階的な実施について認めることとしております。

入学式・始業式については、国、県から明確な通知は発出されておきませんが、各学校が予定する日程で感染防止策を講じながら、実施することとして準備を進めることといたしました。

また、各学校において、罹患者が発生した場合の休校等の措置及び連絡体制についてマニュアル

等を示し確認を行うほか、現在、休止中の学校開放については、新年度から再開することとし、利用に当たっては、利用者の責任において感染症対策を十分に行った上で活動するよう、市からお願いすることとしております。

この度の臨時休校措置に当たりましては、子ども達に若干の動揺は見られたものの、各学校の適切な対応により大きな混乱もなく終えることができました。

今後は、感染リスクを徹底的に回避する対策のもと、教育活動を再開し子ども達の日常を取り戻すことが大切であると考えており、市当局、教育委員会、学校が家庭とのご協力のもと、地域のご理解を得ながら取り組んでまいります。

次に、イベントについてご報告いたします。

現在、むつ市主催のイベントにつきましては、3月末まで原則中止又は延期としております。

3月19日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言によれば、大規模なイベント等につきましては、多くの人が一室に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと等から、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると指摘されております。

このような中、青森県内各地においても、春まつり等のイベントが次々に中止又は延期となっております。

このため、今後、市主催のイベント等については、県内及び市内の感染者発生状況により、中止又は延期について検討することとし、感染拡大のリスクが低い活動については開催を検討していくことといたしますが、その場合でも、感染予防対策を徹底することといたします。

また、民間が実施するイベントについては、県内及び市内での感染者発生状況にもよりますが、基本的には主催者の判断で、主催者がどうしても

開催する必要があると判断する際には、感染予防対策を徹底していただくことをお願いするものであります。

次に、備蓄マスクの配布についてご報告いたします。

備蓄マスクにつきましては、これまでむつ市内の高校入試受験生や下北4市町村（大間町、東通村、風間浦村及び佐井村）、むつ総合病院等への提供に加え、3月13日から3月23日までの間、市内在住で妊娠されている方（むつ市民の妊婦の方及び里帰り出産のためむつ市に在住の方が対象）及び呼吸器、腎臓、免疫、肝臓機能に障がいがあり身体障害者手帳をお持ちの方でマスクを希望する方に対しまして、マスクを配布させていただきました。

この間に、妊婦の方が153人、呼吸器、腎臓、免疫、肝臓機能に障がいがあり身体障害者手帳をお持ちの方が195人、合わせて348人の方々にマスクを配布させていただきました。

現在、マスクの在庫数は3万7,500枚となっておりますが、今後の配布につきましては、むつ総合病院で、がん点滴治療を実施している患者の方に6,000枚を配布することとしているほか、学校再開に伴い、特に感染リスクが高く重症化しやすいと思われる医療的ケアが必要な児童生徒に対して配布することを検討してまいります。

今後の備蓄マスクの配布方針につきましては、これまで感染予防等のための配布から、青森県内で初の感染者が確認されたことも考慮し、今後、市内での感染者発生やクラスター等の発生に備え、感染のまん延を防ぐ、防疫のために使用することといたしますのでご理解を賜りたいと存じます。

なお、県内での感染者の発生を受け、市では3月24日から不特定多数の来客者に接する機会のある窓口について一部職員にマスクを着用させるほ

か、各課窓口カウンターや椅子等について定期的な消毒を実施するなど、更なる感染対策を実施しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策等に係る経費についてであります。まず、教育委員会関係では、小中学校の臨時休校に伴う自宅学習用教材購入及び作成費用並びに宅配料のほか消毒液購入等に約130万円、小中一貫教育非常勤講師報酬として約75万円、スクールサポーター報酬として約59万円、自立支援相談員報酬として約12万円を見込んでおります。

また、放課後児童健全育成事業（なかよし会）では、賃金等で約255万円、児童館費では、賃金等で約15万円、そのほか庁舎管理費としてハンドソープ、消毒液等の消耗品費として約36万円となっており、総額582万円の支出を見込んでおります。

このほか、今臨時会におきましてご報告いたします。市内16の保育園等に対するむつ市保育対策総合支援事業費補助金が800万円となっております。

この補助金は、厚生労働省による児童福祉施設等の緊急対応策として行われる補助事業であり、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、児童を安心して育てることができる体制を整備するため、市内保育園等の環境改善に要する費用について交付するものであります。対象となる経費は、児童福祉施設の環境改善等事業に必要となる備品等としており、具体的には、子ども用マスクや消毒用エタノール、空気清浄機等が対象となっております。これは、国の補助基準額に基づき1施設当たり50万円の補助としておりますが、全額国費での負担となります。

なお、市内の幼稚園、幼稚園型認定こども園の8施設については、県が窓口となり幼児教育緊急環境整備費補助事業を実施することになってお



り、保育施設と同様に補助基準額は1施設当たり50万円となっております。

新型コロナウイルス感染症対策経費の合計1,382万円のうち、現時点で国からの助成が受けられることとなっている分が、保育対策総合支援事業費800万円、放課後児童健全育成事業及び児童館運営に係る賃金229万円の計1,029万円となっており、市の負担は353万円となっております。

なお、学校の臨時休業に係る経費につきましては、来年度、特別交付税により措置されることとなっております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてのご報告とさせていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国の方針等に基づき、市民の皆様の健康と命そして生活を守るため、速やかに対策を講じていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 委員長報告、質疑、討論、採択

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第26号 むつ市使用済燃料税条例を議題といたします。

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会に付託した議案第26号の審査の経過並びに結果について、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長から報告を求めます。齊藤孝昭使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長。

（齊藤孝昭使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長登壇）

○使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長（齊藤孝昭） おはようございます。使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会に付託されました、議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月11日及び18日、市長、副市長ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託された議案につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。本議案に対しては、「第12条に規定されている減免措置の実際の運用にあたっては、事業者の経営状況の正確な把握に努め、過重な負担となることのないよう、最大限真摯に対応することを要望する」旨の附帯決議案が提出され、賛成多数で可決いたしました。

なお、審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありまので、省略させていただきます。

以上で、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第26号

○議長（大瀧次男） これより議案第26号について質疑、討論、採決を行います。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特

別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員長に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番佐藤武議員。

(1番 佐藤 武議員登壇)

○1番(佐藤 武) 日本共産党の佐藤武です。むつ市使用済燃料税に関する条例案について反対討論を行います。

初めに、地方税法に定める課税自主権は、地方自治の本旨から見て、団体自治を行使する重要な地方自治体の権利であるというふうに思っております。ここにおられる皆さんと同じように、私もむつ市民の暮らしと福祉が向上し、住みやすい自慢のできるふるさとむつ市にしたいという思いは同じだというふうに思っております。

これを前提に、今回上程されたむつ市使用済燃料税条例案については時期尚早であり、拙速であるという理由で反対をします。

具体的には、第1に、新税を創設し課税することについて大義があり自信もあるというのであれば、市政に協力する団体だけにアンケートを取ったり、希望のまちづくり市民のつどいの案内を出したりするだけではなく、今後50年のむつ市の基盤を築いていく意気込みであるならば、それこそ正々堂々と特定の団体に意見を聞くだけではなく、多くの市民、団体に参加していただいて、説明や意見を聞く場を設けるべきだと思っております。

希望のまちづくり市民のつどいでは、むつ市新

税検討プロジェクトチームで確認された新税に対する意義や必要性についてのワークショップがなされていません。市民が直接新税の使い道以外について、意見や質問をする機会が一度もありませんでした。住民自治の観点に立って考えると、新税に関する市民の理解が得られるとは到底思われません。

第2に、これほど重要な新税であると言いながら、議会の会期中で上程するのはいかがなものでしょうか。結論ありきでスケジュールどおりに進めようとする意図があり、拙速ではないでしょうか。議会で議員が市民の声を十分反映させる時間的余裕がない状況でした。だからこそ、もう少し時間的余裕を持って審議すべきものと思えます。

第3に、中間貯蔵施設の誘致は、むつ市、青森県、東京電力、日本原子力発電の4者で協定を結んだものであるから、それぞれの立場を尊重しなければならぬと考えます。県の対応を見ると、市は県には説明してきたと言っていますが、むつ市新税検討プロジェクトチーム等の文書を送付したものの、十分な話し合いがされてきたとは思われません。特別納税義務者であるR F S社とも話し合いをしてきたとされていますが、議会に提出された意見書を見ると、むつ市が思いや考えを伝えてきたが、R F S社は合理的な一定の納税には応じるものの、理解を示したとは到底言えない内容です。

第4に、特別納税義務者であるR F S社が、法定外税の検討に当たっては、総務省から納税者への十分な事前説明と理解を得よう努めることと認識しており、新税に充てる財政需要や担税力等について十分理解に至っていないと述べており、現時点で先行きが不透明であり、今の段階では税負担能力を見極めるのが困難である。また、むつ市新税検討プロジェクトチームが示した財政需要

も合理的とは言えないとしていること等を鑑みると、さらに丁寧な話し合いが必要と思われます。

第5に、2018年11月の新聞紙上で、課税客体等に関して市長が市と県が東京電力、日本原子力発電側と結んだ協定から時間がたっていること。その間に東日本大震災が発生して、国民の原子力に対する考え方が変わってきているし、地域の人の考え方も相当変わっていることから、この事業に関して国や事業者、県や市も地域の方々に理路整然とした説明をする必要があると述べ、もう一度議論する必要があるとも述べていますが、市民に対する理路整然とした説明も議論も、この間行われてこなかったにもかかわらず、夢だけを語って新税を導入することには一貫性も合理性もないと言わざるを得ません。

以上5点から考えると、本条例の採決は時期尚早と言わざるを得ません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（大瀧次男） これで佐藤武議員の討論を終わります。

次に、18番鎌田ちよ子議員。

（18番 鎌田ちよ子議員登壇）

○18番（鎌田ちよ子） おはようございます。むつ市議会議員鎌田ちよ子でございます。むつ市使用済燃料税条例について、賛成の立場で討論いたします。

むつ市は、故宮下順一郎市長の下で平成20年6月、最初のプロジェクトチームを発足させ、新税に対する検討を開始いたしました。途中東日本大震災により、RFS社の親会社である東京電力株式会社が福島復興に大きな責任を有することとなったため、この新税が復興の足かせになるのではないかという被災地への配慮により、一時中断していたと認識しております。

そして、宮下宗一郎市長は、中間貯蔵事業を通じて自らの意思で地域の自立的な発展を実現する

として新たなプロジェクトチームを立ち上げ、これに議会としても応えるため、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を設置しました。むつ市議会は、この特別委員会で調査と議論を重ね、むつ市も全国的な有識者へのヒアリングや、希望のまちづくり市民のつどいなど、本条例の制定に向け、丁寧にそのプロセスを進めてきたと認識しています。

唯一残念だったことは、事業者に誠意を持って応じていただけなかったことです。今後は、一時中断の決断をした前市長の被災地全体と親会社への思いやりに応じていただき、むつ市の意思としての課税に対し、真摯に向き合うべきであると改めて申し上げたいと存じます。

むつ市は、昨年市制施行60周年を迎えましたが、常に財政の問題に悩まされ続け、それがゆえに国策に翻弄されてきた重い歴史があります。私自身は平成15年に議員となり、今年で議員歴17年目を迎えさせていただいております。また、私の主人である鎌田眞嘉は、6期24年市議会議員を務めさせていただきました。通算41年、むつ市の厳しい財政と重い歴史を目の当たりにしてきた私でございます。

そして、市民が主役のまちづくり、母と子の笑顔輝くむつ市を目標に活動し、そのような中で忘れられない市民相談があります。2016年、横須賀市からの転勤でむつ市に来られた小さな子供さん2人を育てている海上自衛隊の方の奥様からの相談です。子供の医療費の負担が高過ぎると指摘され、事情を伺い担当課に同行もいたしました。当時横須賀市は、小学校6年生まで所得制限なしの通院費無料でした。むつ市の現状を嘆かれ、横須賀市に帰れるものなら帰りたくいと涙ながらに訴えられた言葉が今でも私の胸に大きなとげとなって刺さっています。

特別委員会第1回の審査で、今回の新税による

財政需要について、市民生活に直結している重要課題である子育て支援、医療費を中心とした試算をお聞きし、答弁では子供の医療費を高校生まで無償化した場合は1億5,000万円、小中学校の給食を完全無償化した場合2億6,000万円とのご答弁でした。給食費につきましては、徴収業務など現場のご苦勞も聞いています。県内で五所川原市が新年度10月より小中学校給食費無償化となり、子育て家庭から喜びの声が届いていると伺っています。国や県からの支援を待って新しい制度を始めしていくことでは、既に他地域との格差がある中で、これを広げるだけです。子育て政策だけを見ましても、厳然とした格差がむつ市と全国の他地域にはあります。使用済燃料を受け入れてまで、この格差を広げていくようなことを私は納得できません。

自立の道は財源から始まります。市長は審議の中で、二宮尊徳の言葉を引用され、経済なき道徳はたわ言、道徳なき経済は犯罪であると述べられました。私もこの言葉の意味を一議員として重く受け止めております。これまでの市政に対する提案は理想、すなわち道徳を押しつけることだけではなく、市の財政、すなわち経済に配慮して知恵を出し、負担を少なくすることに配慮してまいりました。

今回こそは、新税を通じて抜本的な他地域との格差の是正に努め、子供たちの笑顔、母の笑顔のために子ども医療費の無償化、小中学校、高等学校の教育費の無償化に最優先で取り組んでいただきたいと考えております。

本財源を活用して、子育て日本一のむつ市を実現していただきたい。これは、私自身の願いであるとともに、先ほどご紹介したお母さんや子育て中のむつ市の市民皆様の願いであり、あのつらい涙に報いる唯一の方法でございます。母と子の笑顔、そして「笑顔かがやく希望のまち むつ」実

現のため、議員各位のご賛同を心よりお願い申し上げます。

以上で私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） これで鎌田ちよ子議員の討論を終わります。

次に、17番佐々木肇議員。

（17番 佐々木 肇議員登壇）

○17番（佐々木 肇） まずもって発言の許可を下さりました大瀧議長に感謝申し上げます。

議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について賛成討論を行います。むつ市議会の賛成議員、そして中間貯蔵施設の誘致当時から、その立地によりむつ市の繁栄を願った歴代の議長と議員を代表して述べさせていただきます。

歴史を振り返れば、平成13年の3月に、市議会において使用済核燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員会が設置され、当市への立地の是非について、50年先の未来に責任を持つための議論が行われました。

そして平成15年、誘致表明から国策への協力を通じた恒久的な財源確保を果たすということが、一貫した議会としての願いでありました。その帰結として、今回の課税自主権の行使、新税の創設に行き着いたことは、当初から予定していた当然のことです。

当時は、私も議長として、その審議に当たってまいりました。当時を知る議員も私も含め、少数となりましたが、市長としては杉山肅市長、宮下順一郎市長、議長としては私佐々木肇、そして川端澄男議長、宮下順一郎議長、村中徹也議長、富岡幸夫議長、山本留義議長、浅利竹二郎議長、白井二郎議長が携わってまいりました。実に半数近くが幽明境を異にしております。

我が国初の事業に対する不安と巨額の財政赤字解消策という大きな二つの論点に焦点が当てら

れ、賛否の入り交じる中で、むつ市政における最大の議論が交わされてまいりました。

平成13年9月のむつ市長選挙、平成15年9月のむつ市議会議員選挙と、中間貯蔵施設立地の是非が争点となり、市民の皆様も、まちの未来に関わる重大な選択を選挙を通じて行ってまいりました。実際に当時のむつ市の政治家は、その政治生命をかけて論争を交わしました。

したがって、県や他地域の政治家がこの問題に対して今さらながら口を挟むのは笑止千万であって、堂々と私たち自身の問題として語るべきものであることは言うまでもありません。

そうして下された重い決断としての立地受入れであったことは、改めてここに宣言したいと思います。

したがって、既に立地するかは決着のついたところであり、安全性対策は必要であるものの、今さらながら立地の在り方などを考える段階でないと私は確信しております。

何よりも立地受入れという重い決断の背景には、市民の皆様の希望に満ちあふれたむつ市の輝く未来への期待が込められていたものと考えております。

市長の決断で、立地に反対する団体まで参加させて、極めて民主主義的な会合でありました希望のまちづくり市民のつどいでも、市民から非常に多くのむつ市に対する期待が寄せられたこともこの証左であります。

一方で、これほどまでに事業開始の延期が繰り返されてきたことは甚だ遺憾であり、この事業者の怠慢に対しては、私は内心じくじたる思いがあります。

操業延期が繰り返され、その都度市と市議会、そして市民からの信用を失った事業者が、納税という形でむつ市に貢献する最大で最後のチャンスと考えたほうがよいと思います。

平成22年からの遅れによって、私たちむつ市政が失ったものは果てしなく大きいものであり、これを取り返すことはできないかもしれません。

ただ、私たちは前を向かなければなりません。先般の特別委員会では、最年少の富岡直哉議員から、むつ市の将来を担う世代の一人として、先人たちの思いを引き継ぎ、法定外新税創設を成し遂げることで「笑顔かがやく希望のまち むつ」の実現に挑戦する第一歩を踏み出すという頼もしい決意が述べられました。

私たちは、常に今の世代とこれからの世代に対して責任があります。そして、私自身は過去のむつ市と市議会の選択責任があるとも思っております。

過去、現在、未来、全ての市民に対して責任を果たすため、その基礎となる財源確保としての新税への賛成を改めて表明します。

この条例案の成立について、時期尚早とするのは論外であります。もう10年も前に市民のために私たちが責任を持って実行すべきところは今になっています。今こそ本案を成立させ、現在と未来の市民に対する責任を果たし、そして過去この問題に携わった全ての関係者に、物故者を含めて静かに報告させていただきたい。

「笑顔かがやく希望のまち」の実現は、この一案にあり。議員の皆様の大いなる賛同をお願いし、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで佐々木肇議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第26号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者3人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第5 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第1号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第5 議員提出議案第1号 「議案第26号 むつ市使用済燃料税条例」に対する附帯決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。9番齊藤孝昭議員。

(9番 齊藤孝昭議員登壇)

○9番(齊藤孝昭) 「議案第26号 むつ市使用済燃料税条例」に対する附帯決議を読み上げて提案させていただきます。

第12条に規定されている減免措置の実際の運用にあたっては、事業者の経営状況の正確な把握に努め、過重な負担となることのないよう、最大限真摯に対応することを要望する。

以上であります。

○議長(大瀧次男) これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議員提出議案第1号については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

(2番 工藤祥子議員登壇)

○2番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。議員提出議案第1号 「議案第26号 むつ市使用済燃料税条例」に対する附帯決議について反対討論します。

3月18日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会において、むつ市使用済燃料税条例への附帯決議の動議に賛成の態度を表明したことは、判断の誤りでした。この附帯決議で述べている内容とも言える条例の減免措置は、議案第26号条例の第12条に規定されており、その都度議会での意向も反映される仕組みです。

今日、そして前途に抱えている不透明さ、困難性は、国策である原発、核燃のエネルギー政策、サイクル路線などの行き詰まりが背景にあることから生じてきているものです。この先むつ市は、国策、原子力エネルギー政策のトイレなきマンシ

ヨンの矛盾の道、そして危険なリスクを抱える道を進むこととなります。

先ほど議案第26号に対する佐藤武議員の反対討論で述べている理由で、この議員提出議案第1号「議案第26号 むつ市使用済燃料税条例」に対する附帯決議に反対いたします。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第1号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○議長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第6～日程第8 報告一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 報告第1号 専決処分した事項の報告についてから、日程第8 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、報告第1号及び報告第2号についてですが、これらは、本年2月12日にむつ市昭和町地内の市道において発生した自動車損傷事故及び本年1月20日にむつ市大畑町伊勢堂地内の市有地において発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、それぞれ専決

処分したものであります。

次に、報告第3号についてであります。これは、令和元年度むつ市一般会計補正予算について、新型コロナウイルスの感染拡大防止に要する経費の予算措置に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました報告については、この後質疑、討論、採決を行います。

ここで議事整理のため、午前11時35分まで暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました3報告については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

#### ◇報告第1号

○議長（大瀧次男） まず、報告第1号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第3号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和元年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

11番東健而議員。

○11番（東 健而） むつ市一般会計補正予算、報告第3号について質疑をするつもりでおりましたけれども、このたびの市長の行政報告に、ほとんど回答が書いてありました。それで、取りやめをしようかと思いましたが、1点だけ質疑させていただきます。

その質疑の内容は、補助金の配分方法についてであります。質疑通告したときには、16施設とい

うことが書かれていました。そして、市長の内容では、そのほかに認定こども園、私はキッズパークも入れたのですけれども、それもプラスになっておりました。これを私は質疑したいと思っていましたけれども、これは内容が書かれていましたので、質疑いたしません。

それで、16と8の24ですか、その施設の50万円の配分方法について、ちょっと疑問を感じましたので、質疑させていただきますが、この24施設の中には園児が多いところと、それから少ないところがあります。この点について、配分方法をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 24施設になぜ一律としたということでございますけれども、これは国の補助基準額が1施設当たり50万円としておりますことから、市といたしましても国と同様に1施設50万円としたものでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（東 健而） 配分方法でございますけれども、できれば多いところには本当は多く配分して、そして少ないところには、例えば50人いるところと2人か3人しかいないところがあると思いますけれども、こういうふうなことをどのように考えて配分したのかということをお伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

国からの支援ということでありまして、一律50万円ということでのその配分になってございます。ですから、各施設に、ある意味平等に配ることでの50万円ということでご理解いただきたいと思います。

確かに人数が多いところには多く配分すべきだという議論はあるかもしれませんが、国の措置を



我々が、そのお手伝いをしているということであり  
ますので、その点をご理解いただきたいと存じ  
ます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（東 健而） 分かりました。終わります。

○議長（大瀧次男） これで東健而議員の質疑を終  
わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており  
ます報告第3号は、会議規則第38条第2項の規定  
により、委員会への付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、報告第3号は委員会への付託を省略するこ  
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、報告第3号は承認することに決定いたしまし  
た。

### ◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本臨時会に付議され  
た事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第156回臨時会を閉会いた  
します。

午前11時42分 閉会